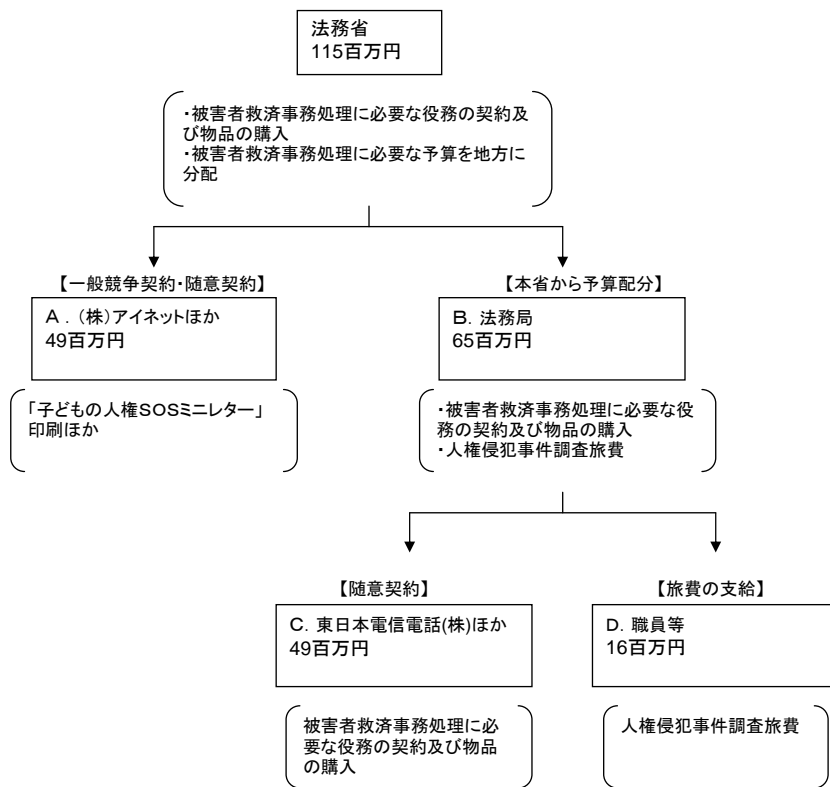


平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	人権侵害による被害者救済活動の実施		担当部局	人権擁護局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和23年度 終了年度：未定		担当課室	調査救済課	調査救済課長 葛谷 茂		
会計区分	一般会計		政策・施策名	人権の擁護 III-10-(1)人権の擁護			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	法務省設置法第4条第26号, 第29号		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」を実現するため、人権侵害の被害の救済及び予防を図ることを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告などがあつた場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講ずるとともに、救済措置後における被害者に対するアフターケアも行っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	124	125	115	146	131
		補正予算	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	124	125	115	146	131
	執行額	113	116	115			
執行率 (%)	91.1%	92.8%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	【定量的な成果目標が示せない理由】 人権相談については、個々の相談内容に応じて、問題を迅速かつ適切に解決に導くことができたか否か、また、人権侵犯事件については、迅速かつ的確に個別具体的な事案に即した実効的な救済措置を講ずることができたか否か等、人権相談件数、人権侵犯事件対応件数等の増減などのみを指標とするのではなく、事業効果の発現状況を様々な角度から分析・評価する必要があることから、定量的な成果目標の設定は困難である。	成果実績					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	人権相談件数	活動実績 (当初見込み)	件数	280,977	266,665	266,489	—
	人権侵犯事件対応件数			(—)	(—)	(—)	(—)
人権侵犯事件対応件数			21,500	22,072	22,694	—	
				(—)	(—)	(—)	(—)
単位当たりコスト	(参考値)	398(円/件数)	算出根拠	本事業は、人権相談件数、人権侵犯事件対応件数の増減などのみをもって成果目標を設定し、その達成度を数値で計れる性質のものではなく、事業効果の発現状況を様々な角度から分析・評価する必要があるため、人権相談件数、人権侵犯事件対応件数等を指標とするコスト分析にはなじまないと考える。 なお、参考としての単位当たりコストとしては、平成24年度執行額(115百万円)÷人権相談件数+人権侵犯事件対応件数(平成24年度)となる。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	人権擁護業務旅費	18	19	いじめ問題対策の強化に係る経費について、増額要求した。			
	人権擁護業務庁費	128	112	訪問介護員に対する説明用リーフレットを集約することにより、経費を削減した。			
	計	146	131	「新しい日本のための優先課題推進枠」22			

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	<p>日本国憲法の下で保障されている基本的人権が尊重され、多様な人々が共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、当事業の優先度は高いと考えられる。</p> <p>人権相談件数は高水準で推移し、また、人権侵害事件対応件数は増加傾向にあり、あらゆる人権侵害を対象とする人権救済活動は、広く国民からのニーズがある。</p> <p>人権侵害事件の対応については、全国統一的な対応を行う必要があることから、引き続き国が事業を行う必要があると考える。</p>		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	<p>契約案件は、基本的に一般競争契約としている。</p> <p>費目・使途については、人権相談に係る各種ツール等の真に必要なものに限定されていると考える。</p>		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	<p>平成24年においては、約26万6千件の人権相談のうち、人権侵害の疑いのある事業である約2万3千件について、人権侵害事件として適切な救済措置を講じており、被害者の実効的な救済の観点から、効果的であったと考える。</p> <p>人権相談件数は高水準で推移し、また人権侵害事件対応件数は増加傾向にあることから、人権相談に係る各種ツールや広報用ポスター等は十分に活用されていると考える。</p>		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	<p>国民の利用しやすさという観点からも、あらゆる人権問題を扱う総合的な相談窓口が必要であり、個別の課題に特化した行政機関が存在する場合には、当該機関と連携して、被害者の意向を踏まえた実効的な救済の実現を図っている。</p>		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		各種相談事業等				
点検結果	<p>人権相談は、助言等を行うことにより、相談者の自主的解決を支援する活動であるだけでなく、相談自体が人権侵害事件の端緒となるものであり、被害者の救済の第一段階として重要な役割を果たすものである。そのためには、相談者がアクセスしやすい体制を構築し、相談窓口を周知することにより、潜在する人権侵害事業を掘り起こし、被害者の実効的な救済を図ることが必要である。</p> <p>人権相談等の広報活動については、ポスターやチラシ等の作成・配布による周知のみならず、政府広報の利用や報道機関等への取材依頼、また、各地域の実情に応じ、地方自治体の広報紙等への掲載依頼など、費用負担面を考慮した広報活動を導入するなどして、引き続き支出費用の効率化に努めていきたい。</p> <p>本事業は、事業の目的に示すとおり極めて重要な施策であることから、引き続き、本事業を適正円滑に実施していく上で必要不可欠であるが、印刷物の部数等については、過去の実績や活用方法を踏まえ、一層の経費の節減に努めることとしたい。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外である。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	各種調達事案について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	所見のとおり、執行実績を踏まえた見直しを行い、訪問介護員に対する説明リーフレットを集約することにより、経費を削減した。(▲41百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0057	平成23年	0053	平成24年	0058

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位: 百万
円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。
また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(株)アイネット			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	「子どもの人権SOSモニター」印刷業務	21			
計		21	計		0
B.法務局			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	各会計機関への予算配布	16			
計		16	計		0
C.東日本電信電話(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
通信運搬費	電話料	13			
計		13	計		0
D.職員等			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)アイネット (一般競争入札)	子どもの人権SOSミニレター印刷費	21	3	99.6%
2	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ (株) (随意契約)	電話料	15(9)	随意契約	—
3	(有)リラックス (一般競争入札)	子どもの人権SOSミニレター梱包発送費	9	5	97.8%
4	(株)ケー・デー・シー (一般競争入札)	人権相談メール受付システム運用保守	3	2	96.6%
5	東京センチュリーリース(株) (当初入札)	人権相談メール受付システム機器借料	0.8	随意契約	
6	(株)双文社 (少額随契)	リーフレット等印刷費	0.7	随意契約	
7	(株)日報 (少額随契)	ポスター印刷費	0.2	随意契約	
8	朝日梱包(株) (一般競争入札)	発送費	0.2(0.2)	3	92.2%
9	(株)日興商会 (少額随契)	グローバルサーバID購入	0.1	随意契約	
9	(株)インターネットイニシアティブ (少額随契)	ドメイン管理等利用料	0.04	随意契約	

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東日本電信電話(株) (随意契約)	電話料	13	随意契約	—
2	日本郵便(株) (随意契約)	郵便料	9	随意契約	—
3	郵便事業(株) (随意契約)	郵便料	4	随意契約	—
4	日本通運(株) (随意契約)	発送費	1	随意契約	—
5	佐川急便(株) (随意契約)	発送費	1	随意契約	—
6	ヤマト運輸(株) (随意契約)	発送費	1	随意契約	—
7	リコージャパン(株) (随意契約)	コピー機保守料	0.9	随意契約	—
8	西日本電信電話(株) (随意契約)	電話料	0.8	随意契約	—
9	新日本法規出版(株) (少額随契)	書籍購入費	0.7	随意契約	—
10	産興(株) (少額随契)	ポスター等印刷費	0.6	随意契約	—

※ 支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	人権事務指導等に必要旅費	0.2	—	—
2	個人B	人権事務指導等に必要旅費	0.2	—	—
3	個人C	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
4	個人D	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
5	個人E	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
6	個人F	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
7	個人G	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
8	個人H	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
9	個人I	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
10	個人J	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—

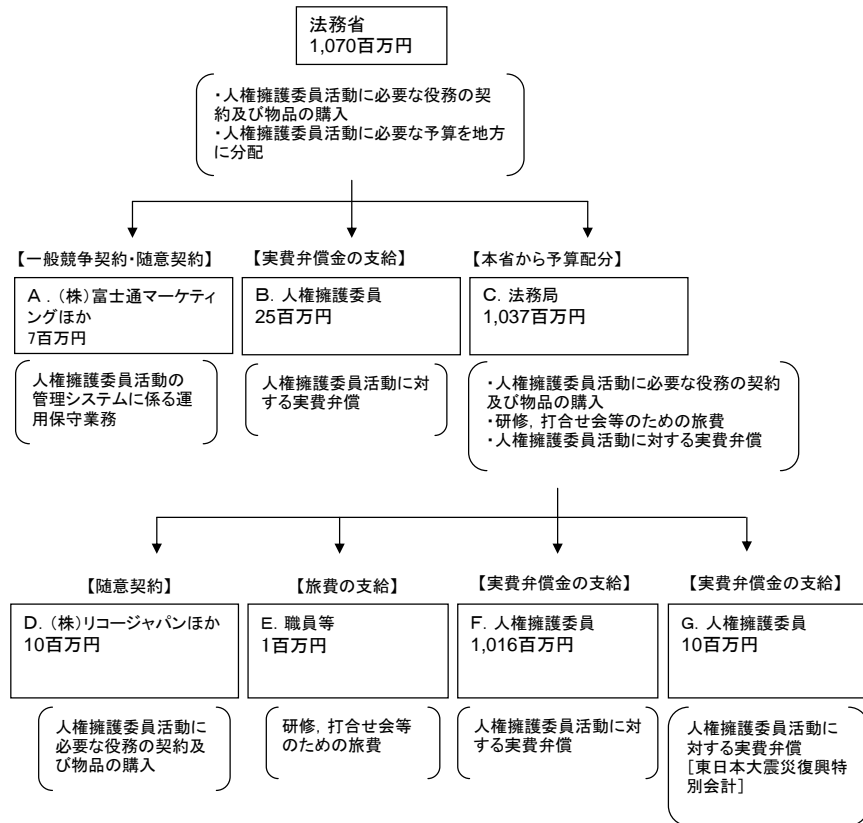
※ 支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	人権擁護委員活動の実施		担当部局庁	人権擁護局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和23年度 終了年度：未定		担当課室	総務課	総務課長 山本 真千子		
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	人権擁護委員法 法務省設置法第4条第28号		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的な人権が尊重される社会」の実現のため、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権思想の普及・高揚を図ることが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。 本事業には、復興特会事業としては平成24年度限りで廃止し、平成25年度以降は一般会計で実施している事業(平成24年度復興特会事業名 人権擁護委員活動の実施 事業番号 0059-2)が含まれる。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位：百万円) ※各欄上段は一般会計、下段は復興特会分	予算の状況	当初予算	22年度 1,050	23年度 989	24年度 1,061 10	25年度 1,140	26年度要求 1,228
		補正予算	0	4	0 ▲0.1		
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	1,050	993	1,061 10	1,140	1,228
	執行額	1,043	993	1,059 10			
	執行率(%)	99.3%	100.0%	99.8%			
					100.0%		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	【定量的な成果目標が示せない理由】 人権擁護委員の啓発活動や相談活動等の成果は、啓発対象者の人権に対する理解の促進や相談者の問題解決であり、定量的な成果目標を示すのは困難である。		成果実績				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	①人権擁護委員数(1月1日現在) ②人権啓発活動従事回数 ③人権相談事件取扱件数 ④人権侵犯事件関与件数		活動実績 (当初見込み)	委員数 回数 件数	①13,586 ②229,942 ③165,738 ④13,597 (—)	①13,689 ②227,683 ③159,157 ④14,269 (—)	①13,755 ②239,623 ③155,178 ④14,790 (—)
単位当たりコスト	(参考値) 2,610(円/件数)		算出根拠	本事業は、人権擁護委員の活動指標の増減をもって成果目標を設定し、その達成度を数値で計れる性質のものではないため、人権擁護委員の活動件数等を指標とするコスト分析にはなじまないと考え。 なお、参考としての単位当たりのコストとしては、平成24年度執行額(1,069百万円)÷人権啓発活動従事回数+人権相談事件取扱件数+人権侵犯事件関与件数(平成24年度)となる。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	人権擁護業務旅費	1	2	いじめ問題対策の強化に係る経費について、増額要求した。			
	人権擁護業務庁費	19	27	人権擁護委員研修に係る経費について、増額要求した。			
	人権擁護委員実費弁償金	1,120	1,200	いじめ問題対策の強化に係る経費について、増額要求した。			
	計	1,140	1,228	「新しい日本のための優先課題推進枠」183 ※左欄について、端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。			

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることは、広く国民のニーズがあり、優先度の高い事業となっている。 基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚は、国の重要な責務であり、人権擁護委員制度は、その実現のために設けられた国独自の制度であるから、国費を投入し、事業目的を達成する必要があると考えている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	契約案件は、基本的に競争契約としている。 費目・使途は、人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして、真に必要なものに限定されていると考えている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	人権擁護委員は、市町村長が推薦する、「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある」人材であることから、同委員による地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動は効果的であるとと考えている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検 結果	基本的人権が尊重される社会の実現のための活動の一つとして、人権擁護委員活動がある。その活動経費については実費を弁償しているが、その執行に当たっては、活動実績を踏まえ、適正に行っていく。				
外部有識者の所見					
外部有識者による点検対象外である。					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業 内容 の 改善	各種調達事案について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮 減	所見のとおり、執行実績を踏まえた見直しを行い、人権擁護委員の周知活動の実施方法を見直し、経費を削減した。 (▲94百万円)				
備考					
「予算額・執行額」、「活動指標及び活動実績」、「資金の流れ」、「費目・使途」、「支出先上位10者リスト」欄については、平成24年度限りで廃止された復興特会事業の執行実績を含む。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	0058	平成23年	0054	平成24年	0059-1,0059-2

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

(注) 端数処理等の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理等の関係から一部整合しない場合がある。

A.(株)富士通マーケティング			E.職員等		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	人権擁護委員管理システムに係る運用保守業務	4			
計		4	計		0
B.人権擁護委員			F.人権擁護委員		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.法務局			G.人権擁護委員		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
-	各会計機関への予算配布	1,037			
計		1,037	計		0
D.リコージャパン(株)			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックごと
 に最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)富士通マーケティング (一般競争入札)	人権擁護委員管理システム運用保守	4(4)	3	77.2%
2	三井住友海上火災保険(株) (一般競争入札)	行政協力員団体傷害保険料	2	1	95.2%
3	東京センチュリーリース(株) (当初入札)	人権擁護委員管理システム機器賃貸借	1	随意契約	—
4	朝日梱包(株) (一般競争入札)	発送費	0.2	3	92.2%
5	(株)ワンビシアーカイブズ (少額随契)	人権擁護委員管理システムデータ保全	0.01	随意契約	—

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	リコージャパン(株) (随意契約)	コピー機保守料	0.9	随意契約	—
2	新日本法規出版(株) (少額随契)	書籍購入費	0.6	随意契約	—
3	(株)大創 (少額随契)	冊子印刷費	0.4	随意契約	—
4	(株)ディエスジャパン (随意契約)	トナー等購入費	0.3	随意契約	—
5	三重リコピー販売(株) (随意契約)	コピー機保守料	0.3	随意契約	—
6	(公財)人権擁護協会 (少額随契)	書籍購入費	0.2	随意契約	—
7	キャンマーケティングジャパン(株) (随意契約)	コピー機保守料	0.2	随意契約	—
8	(株)富士通マーケティング・オフィス サービス (随意契約)	トナー等購入費	0.2	随意契約	—
9	(株)旭成社 (少額随契)	冊子印刷費	0.1	随意契約	—
10	(株)金剛 (随意契約)	コピー機保守料	0.1	随意契約	—

※ 支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
2	個人B	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
3	個人C	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
4	個人D	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
5	個人E	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
6	個人F	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
7	個人G	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
8	個人H	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
9	個人I	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—
10	個人J	人権事務指導等に必要な旅費	0.01	—	—

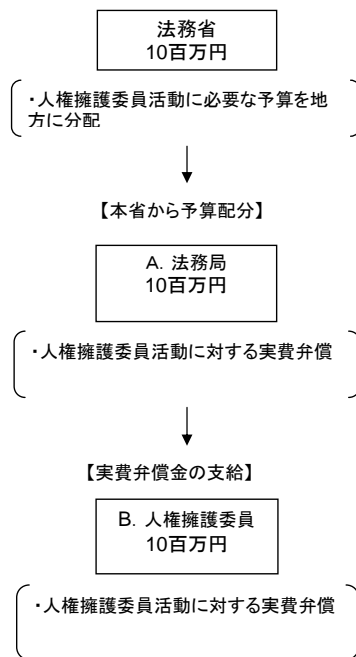
※ 支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	人権擁護委員活動の実施【復興】		担当部局庁	人権擁護局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和23年度 終了年度：平成24年度		担当課室	総務課	総務課長 山本 真千子		
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	人権擁護委員法 法務省設置法第4条第28号		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権思想の普及・高揚を図ることが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。 本事業は復興特会事業としては平成24年度限りで廃止した事業であるが、平成25年度以降は一般会計で実施している事業である(一般会計事業名 人権擁護委員活動の実施 事業番号 0064)。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	-	0	10	-	
		補正予算	-	4	▲0.1	-	
		繰越し等	-	0	0	-	
		計	-	4	10	-	
	執行額		-	4	10		
執行率(%)		-	100.0%	100.0%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	【定量的な成果目標が示せない理由】 人権擁護委員の啓発活動や相談活動等の成果は、啓発対象者の人権に対する理解の促進や相談者の問題解決であり、定量的な成果目標を示すのは困難である。		成果実績				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	震災に伴う人権相談や人権教室等の啓発活動を実施した人権擁護委員の延べ人数		活動実績 (当初見込み)	活動延べ人数 ()	2,304 ()	5,912 ()	- ()
単位当たりコスト	(参考値) 1,691(円/人)		算出根拠	本事業は、人権擁護委員の活動指標の増減をもって成果目標を設定し、その達成度を数値で計れる性質のものではないため、人権擁護委員の活動件数等を指標とするコスト分析にはなじまないと考え。 なお、参考としての単位当たりのコストとしては、平成24年度執行額(10百万円)/活動延べ人数(平成24年度)となる。			
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由		
	人権擁護委員実費弁償金		-	-			
	計		-	-			

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることは、広く国民のニーズがあり、優先度の高い事業となっている。 基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚は、国の重要な責務であり、人権擁護委員制度は、その実現のために設けられた国独自の制度であるから、国費を投入しなければ、事業目的が達成できないと考えている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	費目・使途は、人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして、真に必要なものに限定されていると考えている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	人権擁護委員は、市町村長が推薦する、「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある」人材であることから、同委員による地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動は効果的であると考える。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>基本的人権が尊重される社会の実現のための活動の一つとして、人権擁護委員活動がある。その活動経費については実費を弁償しているが、その執行に当たっては、被災地における人権相談や風評被害防止のための啓発活動に充てた。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外である。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0058	平成23年	0054	平成24年	0059-1,0059-2	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

(注) 端数処理等の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理等の関係から一部整合しない場合がある。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

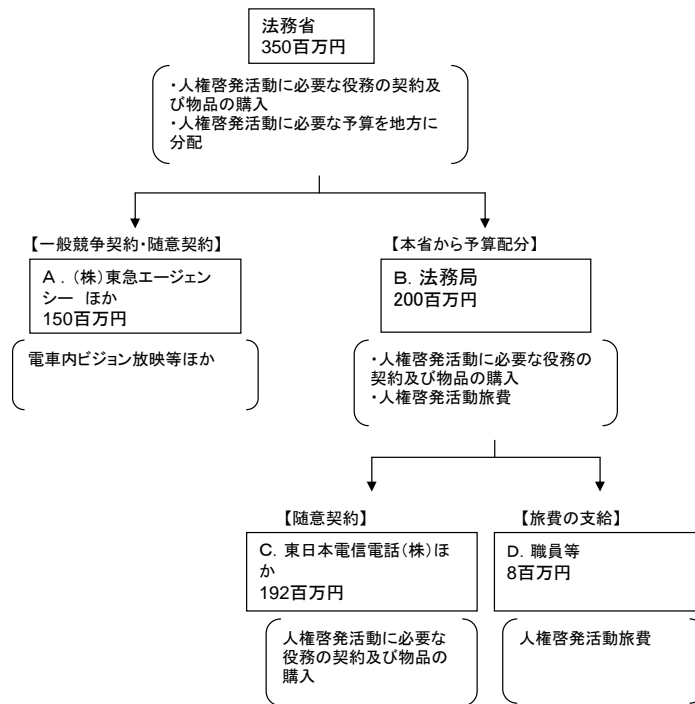
A.法務局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
一	各会計機関への予算配布	10			
計		10	計		0
B.人権擁護委員			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	全国の視点に立った人権啓発活動の実施		担当部局庁	人権擁護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和23年度 終了年度：未定		担当課室	人権啓発課		人権啓発課長 野崎昌利		
会計区分	一般会計		政策・施策名	人権の擁護 III-10-(1)人権の擁護				
根拠法令(具体的な条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条、第9条 法務省設置法第4条第27号		関係する計画、通知等	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程以内)	日本国憲法の理念である「全ての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」を実現するため、人権侵害の被害の救済及び予防を図ることを目的としている。							
事業概要(5行程以内。別添可)	その時々に応じた人権課題(例：いじめ等の子どもに関する人権問題、東日本大震災に起因する人権問題、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題、HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見など)を取り上げ、国が中心となって、多様な媒体(ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、人権啓発活動等を実施している。 また、全国中学生人権作文コンテスト、講演会、シンポジウム等を開催し、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	335	310	364	352	404	
		補正予算	0	0	0			
		繰越し等	0	0	0	0		
	計	335	310	364	352	404		
執行額	309	304	350					
執行率(%)	92.2%	98.1%	96.2%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)	
	【定量的な成果目標が示せない理由】 本事業は、人権尊重の理念に対する国民一人一人の理解を深めることを目的としているが、理解が深まったか否かは、国民に関わるものであり、具体的に測ることができないことから、定量的な成果目標を示すことはできない。		成果実績					
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	毎年、中学生を対象として、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、全国中学生人権作文コンテストを実施している。同コンテストの応募編数を活動指標とする。		活動実績(当初見込み)	応募編数(作品) () () () ()	887,012	893,258	937,287	—
活動実績(当初見込み)	国民の情報収集手段が多様化していることに対応し、パソコン、携帯電話及びスマートフォンを利用して閲覧するブログサイト及びSNSサイトにバナー広告を掲載して、啓発活動を実施している。同バナー広告のインプレッション数及びクリック数を活動指標とする。	活動実績(当初見込み)	インプレッション数(上段)・クリック数(下段)	関ハ ン セ ン 係 病 侵 北 害 朝 問 題 鮮 関 人 係 理 ア 解 イ 促 進 関 民 係 族	97,088,109	182,105,092	191,514,946	—
				関ハ ン セ ン 係 病	9,686	20,304	48,042	()
				侵北 害朝 問 題 鮮 関 人 係 理 ア 解 イ 促 進 関 民 係 族	123,647,596	44,717,772	141,790,129	—
				関ハ ン セ ン 係 病 侵 北 害 朝 問 題 鮮 関 人 係 理 ア 解 イ 促 進 関 民 係 族	18,434	12,809	16,161	()
				関ハ ン セ ン 係 病 侵 北 害 朝 問 題 鮮 関 人 係 理 ア 解 イ 促 進 関 民 係 族	211,715,315	56,434,962	173,100,382	—
				関ハ ン セ ン 係 病 侵 北 害 朝 問 題 鮮 関 人 係 理 ア 解 イ 促 進 関 民 係 族	50,823	34,515	61,168	()
				関ハ ン セ ン 係 病 侵 北 害 朝 問 題 鮮 関 人 係 理 ア 解 イ 促 進 関 民 係 族	151,908,332	62,522,505	76,457,797	—
				関ハ ン セ ン 係 病 侵 北 害 朝 問 題 鮮 関 人 係 理 ア 解 イ 促 進 関 民 係 族	210,828	244,022	126,790	()
関い じ め 問 係 係 題	—	—	15,382,411	—				
関い じ め 問 係 係 題	—	—	17,355	—				
単位当たりコスト	73 (円/作品)		算出根拠	単位当たりコスト＝中学生人権作文コンテスト執行額68,241千円(平成24年度)÷応募編数937,287作品(平成24年度)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人権擁護業務旅費	9	9	調査救済制度の周知に係る経費について、増額要求した。				
	人権擁護業務庁費	342	395	人権教室関係経費について、増額要求した。				
				インターネットバナー広告掲載について、執行実績を踏まえ、経費を削減した。				
				「新しい日本のための優先課題推進枠」103				
	計	352	404	※左欄について、端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	いじめ、児童虐待、高齢者虐待等、依然として様々な人権侵害事案が発生しており、これらを予防するための人権啓発活動のニーズがあり、優先度は高いと考える。 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権啓発に関する施策を策定・実施することは国の責務とされている(第4条)。人権啓発活動による人権尊重理念の普及等は、国民の人権保障につながるものであり、全国的に一定の水準を確保する必要があることから、国が実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	契約案件は、基本的に競争方式としている。 費目・使途については、人権啓発活動として、真に必要なものに限定されているものと考えている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の 有効性	不利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	各種啓発資料等の調達に当たっては、一般競争入札に付する等、コスト削減に努めており、効果的かつ低コストで実施されているものと考えている。 調達した成果物は、法務局・地方法務局を通じて十分活用されているものと考えている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○				
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	人権尊重思想の普及高揚は、法務省人権擁護局のほか、他府省においても、その所管に係る事業に関して、その対象者や目的を異にするなど、適切な役割分担をして実施されている。 また、地方公共団体においても人権啓発活動を実施しているが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、地方公共団体は、国と連携を図りつつその地域の実情を踏まえた人権啓発を実施する責務を有しており(第5条)、適正な役割分担となっていると考えている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	各種啓発活動に係る契約の相手方の選定に当たっては、競争性のある方式によって安価にするなどして、より効果的・効率的な啓発活動が実施できたものとする。 なお、今後も、効果検証を行うなどして、より効果的・効率的な啓発活動の実施に努めるものとする。					
外部有識者の所見						
【公開プロセス実施】 ○評価結果 事業全体の抜本的改善(3票) 事業内容の改善(3票) ○取りまとめコメント ・定量的な成果目標を設定し、かつ、成果管理ができる仕組みを構築して、事業の抜本的な見直しを行うべきである。 ・人権教育と人権啓発との連携を図り、学校での活動を充実していくべきではないか。 (安念潤司委員、伊藤大義委員、楠茂樹委員、瀬戸洋一委員、土居文朗委員、中村美華委員)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
抜本的 改善の	人権啓発活動の効果及び同活動の在り方について、今後も引き続き検討を行い、その結果を適切に概算要求へ反映させるべきである。 各種調達事案について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	所見のとおり、人権啓発活動の実施については、効果検証結果に基づき、事業の見直しを行っているところであるが、今後も更に効果検証結果を概算要求へ反映させるとともに、啓発活動の在り方について検討し、成果目標の設定及び成果管理ができる仕組みの構築について、検討を行うこととした。 なお、各種調達事案については、執行実績を踏まえ、インターネット・パナー広告の単価等の見直しを行うとともに、小・中学生新聞における新聞広告の実施を見直し、経費を削減した。 (▲23百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0060	平成23年	0056	平成24年	0060

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
(単位: 百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。
また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

A.(株)東急エージェンシー			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	電車内ビジョン放映等	39			
計		39	計		0
B.法務局			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	各会計機関への予算配布	200			
計		200	計		0
C.東日本電信電話(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
通信運搬費	電話料等	11			
計		11	計		0
D.職員等			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)東急エージェンシー (一般競争契約)	電車内ビジョン放映等	39(25)	2	95.1%
2	全国地方新聞社連合会 (随意契約)	新聞広告掲載料	35	随意契約	—
3	(株)電通 (一般競争契約)	車内広告経費等	9	3	88.3%
4	(株)青葉堂印刷 (一般競争契約)	ポスター等印刷費	9(8)	2	87.5%
5	松本徽章工業(株) (一般競争契約)	人権イメージキャラクター・送風型バルーン式着ぐるみ製作	8	2	93.2%
6	(株)富士通マーケティング (一般競争契約)	ホームページウェブコンテンツ制作費	7	1	96.1%
7	敷島印刷(株) (一般競争入札)	啓発冊子印刷費	6(6)	3	72.7%
8	NECキャピタルソリューション(株) (当初入札)	人権啓発活動ネットワーク協議会用パソコン等賃借料	5(2)	随意契約	—
9	(株)日本経済社 (一般競争入札)	バナー広告経費	5	3	82.4%
10	(株)ライオン事務器 (一般競争契約)	マグネットシート製作	5	6	80.8%

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東日本電信電話(株) (随意契約)	電話料	11	随意契約	—
2	(株)パソック (少額随契)	ウォークバルーン専用バッテリー等購入費	3	随意契約	—
3	(株)栄商 (少額随契)	啓発物品購入費	2	随意契約	—
4	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ (株) (少額随契)	インターネット利用料	2	随意契約	—
5	アートアルファ (少額随契)	啓発物品購入費	2	随意契約	—
6	(株)サンブレン (少額随契)	啓発物品購入費	2	随意契約	—
7	リコージャパン(株) (随意契約)	コピー機保守	2	随意契約	—
8	(株)ユーレックス・ジャパン (少額随契)	啓発物品購入費	2	随意契約	—
9	(株)K2企画 (少額随契)	啓発物品購入費	2	随意契約	—
10	新日本法規出版(株) (少額随契)	冊子印刷費	2	随意契約	—

※ 支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

D.

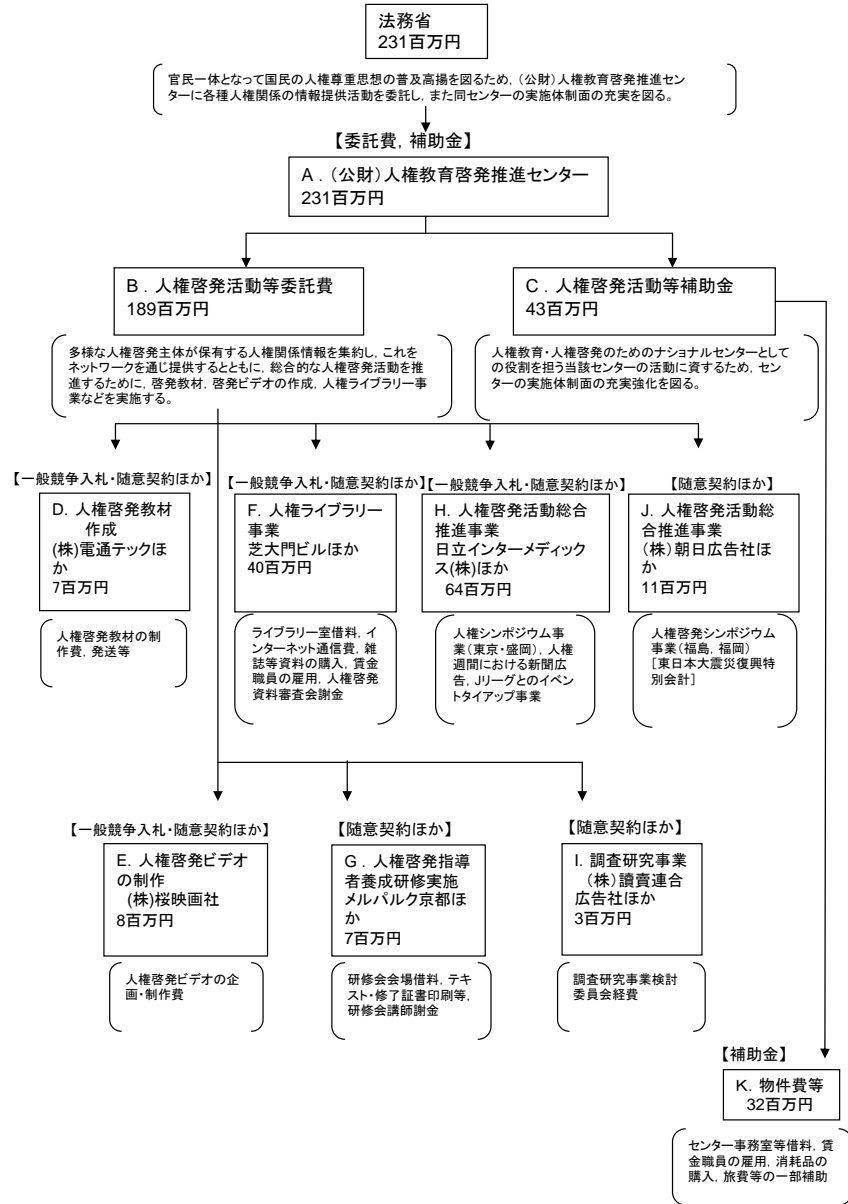
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
2	個人B	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
3	個人C	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
4	個人D	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
5	個人E	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
6	個人F	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
7	個人G	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
8	個人H	人権事務指導等に必要の旅費	0.1	—	—
9	個人I	人権事務指導等に必要の旅費	0.05	—	—
10	個人J	人権事務指導等に必要の旅費	0.04	—	—

※ 支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

平成25年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	人権関係情報提供活動等の委託等		担当部局庁	人権擁護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成9年度(昭和62年度) 終了年度：未定		担当課室	人権啓発課	人権啓発課長 野崎昌利			
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条		関係する計画、 通知等	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「全ての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター(以下、「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業、及び多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約し、センターのホームページを通じて広く国民に提供する人権ライブラリー事業等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。 本事業には、復興特会事業としては平成24年度限りで廃止し、平成25年度以降は一般会計で実施している事業(平成24年度復興特会事業名 人権関係情報提供活動等の委託等 事業番号 0061-2)が含まれている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円) ※各欄上段は 一般会計、 下段は復興 特会分	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	285	235	217	230	228	
		補正予算	-	-	14	-	-	
		繰越し等	0	2	0	-	-	
	計	285	237	217	230	228		
	執行額	284	237	217	14	-		
執行率(%)	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	【定量的な成果目標が示せない理由】 本事業は、人権尊重の理念に対する国民一人一人の理解を深めることを目的としているが、理解が深まったか否かは、国民に関わるものであり、具体的に測ることができないことから、定量的な成果目標を示すことはできない。		成果実績					
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	(人権ライブラリー事業) 人権ライブラリー事業は、地方公共団体や各種研究団体等で制作された人権に関する書籍・ビデオ等を収集し、広く一般の人々に閲覧・貸出等を行う事業であり、ライブラリー来館者数及び貸出件数が活動実績となることから、それらを活動指標とする。 また、人権ライブラリーの書籍・ビデオ等はホームページ上で貸出状況等を検索できるようにしていることから、人権ライブラリーホームページへのアクセス件数も活動指標とする。		活動実績 (当初見込み)	来館者数	3,608	3,977	4,676	-
	貸出数	1,709		2,009	2,144	-		
	HPアクセス件数	20,610		91,620	189,923	-		
	研修参加人数	949		957	942	-		
(人権啓発指導者養成研修の実施事業) 地方公務員を対象とした人権啓発指導者養成研修及び国家公務員を対象とした国家公務員研修会を毎年実施していることから、これらの参加人数を活動指標とする。			(-)	(-)	(-)	(-)		
単位当たり コスト	252(円/人権ライブラリーの利用一回当たりの単価)		算出根拠	単位当たりコスト=人権ライブラリー事業の執行額49百万円(平成24年度)/来館者数+HPアクセス件数(平成24年度)				
	10,616(円/研修の参加者一人当たりの単価)		算出根拠	単位当たりコスト=人権啓発指導者養成研修の実施事業執行額10百万円(平成24年度)/研修参加人数(平成24年度)				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人権啓発活動等委託費	188	187	シンポジウムの開催回数の見直しを行い、経費を削減した。				
	人権啓発活動等補助金	42	41	補助金の相談補助事務について見直しを行い、経費を削減した。				
	計	230	228					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	人権尊重思想の普及高揚のためには、ニーズがあり、優先度は高いと考える。また、人権尊重思想の普及高揚は、国の責務であり、その認識の下で、国が民間団体に委託している事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	人権ライブラリー事業については、平成23年度において、親しみやすく利用しやすいライブラリーホームページをセンターのホームページから独立させ、新規に作成したことから、ホームページアクセス件数が増加し、単位当たりコスト水準は改善したと考えられる。しかし、広く一般に活用されているとまではいえないことから、今後、人権情報ツールとして、より多くの人にライブラリーを活用してもらうため、今後更に単位当たりコストの削減に努める必要がある。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	国の会計手続に準じた形での競争入札を導入、実施しており、支出は合理的である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		△	事業を実施する上で必要な経費のみを認めており、真に必要なものに限定されている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	人権ライブラリー事業においては、他の手段・方法よりも現在のホームページを併用した運営手段の方が、「広く国民に人権に関する情報を提供し、人権尊重思想の普及高揚の一助とする」という観点からは効果的かつ低コストで実施できるものと考えられる。しかし、広く一般に活用されているとまではいえないため、今後、人権情報ツールとして、より多くの人にライブラリーを活用してもらう工夫をする必要がある。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		△			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	そもそも人権尊重思想の普及高揚は、法務省人権擁護局の所管であるところ、他府省においても、その所管の事業の中で人権啓発活動を実施している場合には、適正な役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	また、地方公共団体においても人権啓発活動を実施しているが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、地方公共団体は、国と連携を図りつつその地域の実情を踏まえた人権啓発を実施する責務を有しており(第5条)、適正な役割分担となっていると考える。		
点 検 結 果	<p>センターが委託事業を実施する上で行う調達については、国の会計手続に準じた形での競争入札を実施している。</p> <p>人権ライブラリー来館者は、過去3年間に増加している。また、平成23年度においては、親しみやすく利用しやすい人権ライブラリーホームページをセンターのホームページから独立させ、新規に作成したところ、同ホームページのアクセス件数は大幅に増加し、多くの人に利用されることとなった。今後もより多くの人に利用されるよう、同ホームページの内容をさらに充実させ、人権に関する情報の発信源となるよう努めるものとする。</p> <p>人権啓発ビデオや教材等については、人権教室等で使用する人権擁護委員等の意見を踏まえて制作しているが、今後もニーズに応じたものとなるよう努めるものとする。</p> <p>その他、各事業の実施に当たっては、実施後にアンケート調査等による効果検証を行うとともに、センターの第三者評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外である。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事 業 内 容 の 改 善	事業の委託内容等について精査・分析し、その結果を予算に反映すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	所見のとおり、執行実績を踏まえた見直しを行い、人権啓発活動の総合的推進事業におけるシンポジウムの開催回数を見直すとともに、補助金の相談事務について見直しを行い、経費を削減した。(▲2百万円)					
備考						
<p>「予算額・執行額」、「活動指標及び活動実績」、「資金の流れ」、「費目・使途」、「支出先上位10者リスト」欄については、平成24年度限りで廃止された復興特会事業の執行実績を含む。</p> <p>平成22年行政事業レビュー公開プロセス実施 【レビューシート番号】0059 【事業名】人権関係情報提供活動等の充実強化 【評価結果】抜本的改善 【主なコメント】 ・センターの契約についてなぜ随意契約がすべてなのか。 ・事業の第三者評価ができる仕組みを組織内に構築すること。</p>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0059	平成23年	0055	平成24年	0061-1,0061-2

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

(注) 端数処理等の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理等の関係から一部整合しない場合がある。

A.(公財)人権教育啓発推進センター			E.(株)桜映画社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	人権ライブラリー施設借料ほか	135	雑役務費	人権啓発ビデオ制作費	8
賃金	人権ライブラリー事業	3			
旅費	講師等旅費, フェスティバル打合せ旅費	3			
謝金	審査会, 研究会講師, パネリスト謝金	2			
研究員手当	研究員	20			
管理費	一般管理費	25			
物件費補助	センター事務室, 賃金職員等補助	32			
人件費補助	職員人件費補助	10			
計		231	計		8
B.人権啓発活動等委託費			F.芝大門ビル		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	人権ライブラリー施設借料ほか	135	借料	人権ライブラリー施設借料	29
賃金	人権ライブラリー事業	3			
旅費	講師等旅費, フェスティバル打合せ旅費	3			
謝金	審査会, 研究会講師, パネリスト謝金	2			
研究員手当	研究員	20			
管理費	一般管理費	25			
計		189	計		29
C.人権啓発活動等補助金			G.メルパルク京都		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物件費補助	センター事務室, 賃金職員等補助	32	借料	人権啓発指導者養成研修会会場等借料	2
人件費補助	職員人件費補助	10			
計		42	計		2
D.(株)電通テック			H.日立インターメディックス(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	人権啓発教材テキスト・DVD制作費	6	雑役務費	人権啓発総合推進に関する広報等の企画・制作費	33
計		6	計		33

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

※A及びB欄について、端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。

I.(株)讀賣連合広告社			M.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	人権に関する意識調査費	2			
計		2	計		0
J.(株)朝日広告社			N.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	人権シンポジウム新聞広告企画・編集・掲載費	10			
計		10	計		0
K.芝大門ビル			O.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料	事務所等賃借料	25			
計		25	計		0
L.			P.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)電通テック (一般競争入札)	人権啓発教材テキスト・DVD制作費	6(4)	12	46.9%
2	(株)ゆうインタークロス (少額随契)	法務省委託成果物運送費	0.2	随意契約	-

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)桜映画社 (一般競争入札)	人権啓発ビデオ制作費	8	11	63.1%

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	芝大門ビル (随意契約)	人権ライブラリー施設借料	29	随意契約	-
2	オムロンパーソナル(株) (随意契約)	スタッフ派遣料	3	随意契約	-
3	(株)ビットアイル (少額随契)	人権ライブラリー資料データ保管用サーバー借料	0.9	随意契約	-
4	東映(株) (少額随契)	人権ライブラリー用DVD購入費	0.6	随意契約	-
5	第一企業(株) (少額随契)	人権ライブラリー施設清掃費	0.6	随意契約	-
6	(株)富士通マーケティング (少額随契)	スマイルネット 登録用マクロ改修費	0.6	随意契約	-
7	(株)紀伊國屋書店 (随意契約)	人権ライブラリー用資料図書データ整備費	0.5	随意契約	-
8	(株)ブレインテック (少額随契)	人権ライブラリー用図書管理ソフト「情報館」年間保守料	0.5	随意契約	-
9	JA三井リース(株) (少額随契)	人権ライブラリー用大型ディスプレイ借料	0.4	随意契約	-
10	(株)サウンドハウス (少額随契)	ライブラリー用移動式ステージ購入費	0.3	随意契約	-

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	メルパルク京都 (随意契約)	人権啓発指導者養成研修会京都会場 会場等借料	2	随意契約	-
2	(財)日本消防協会 (随意契約)	国家公務員等研修会会場等借料	1(0.6)	随意契約	-
3	(株)世界貿易センタービルディング (随意契約)	人権啓発指導者養成研修会(東京)会場借料	1	随意契約	-
4	(株)坂東印刷 (少額随契)	人権啓発指導者養成研修会テキスト等印刷費	1	随意契約	-
5	(株)大和速記情報センター (少額随契)	人権啓発指導者養成研修会(東京・広島・京都)MD反訳料	0.5	随意契約	-
6	(学)広島YMCA学園 (少額随契)	人権啓発指導者養成研修会(広島)会場等借料	0.5	随意契約	-
7	京都市聴覚言語障害センター (少額随契)	人権啓発指導者養成研修会(京都)手話通訳者派遣料	0.2	随意契約	-
8	ディーエムソリューションズ㈱ (少額随契)	人権啓発指導者養成研修会受講者推薦依頼文書発送費	0.1	随意契約	-
9	東京手話通訳等派遣センター (少額随契)	国家公務員等研修会パソコン要約筆記料	0.1(0.05)	随意契約	-
10	キッセイコムテック㈱ (少額随契)	国家公務員等研修会等パソコン借料	0.08(0.02)	随意契約	-

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日立インターメディアックス(株) (一般競争入札)	人権啓発総合推進に関する広報等の企画・制作費	33	4	89.1%
2	(株)朝日広告社 (一般競争入札)	人権シンポジウム(東京)新聞広告企画・編集・掲載費	10	10	91.7%
3	(株)電通 (随意契約)	「Jリーグ百年構想 子どもの人権プログラム」朝日新聞掲載料及び原稿制作費	10	随意契約	-
4	(株)毎日広告社 (一般競争入札)	人権シンポジウム(盛岡・東京)参加者募集広告の企画・制作費	3	3	100.0%
5	(株)坂東印刷 (一般競争入札)	人権啓発パネル制作費	5	7	74.5%
6	(有)E×インダストリー (少額随契)	人権週間PR映像コピー制作費	0.9	随意契約	-
7	(財)日本消防協会 (少額随契)	人権シンポジウム(東京)会場等借料	0.8	随意契約	-
8	(株)エイジアプロモーション (一般競争入札)	人権シンポジウム(東京)講演料	0.3	随意契約	-
9	(財)岩手教育会館 (少額随契)	人権シンポジウム(盛岡)会場等借料	0.3	随意契約	-
10	(株)万永 (少額随契)	人権シンポジウム(盛岡・東京)動画撮影編集費	0.2	随意契約	-

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)讀賣連合広告社 (一般競争入札)	人権に関する意識調査費	2	2	78.7%
2	東京反訳(株) (少額随契)	調査研究事業検討委員会 録音テープ反訳料	0.5	随意契約	-
3	(株)サンワ (少額随契)	調査研究事業 報告書印刷・製本費	0.1	随意契約	-

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)朝日広告社 (一般競争入札)	人権シンポジウム(福島)新聞広告企画・編集・掲載費	10	6	91.7%
2	(財)福岡県教職員互助会 (少額随契)	人権シンポジウム(福岡)会場等借料	0.5	随意契約	-
3	(株)万永 (少額随契)	人権シンポジウム(福岡・福島)動画撮影編集費	0.3	随意契約	-
4	(財)福島市振興公社 (少額随契)	人権シンポジウム(福島)会場等借料	0.2	随意契約	-
5	ヤマト運輸(株) (少額随契)	人権シンポジウム(福岡・福島)会場用資料送付料	0.09(0.05)	随意契約	-
6	(有)ハタヤ美芸社 (少額随契)	人権シンポジウム(福島)看板等製作	0.09	随意契約	-
7	福岡県手話の会連合会 (少額随契)	人権シンポジウム(福岡)手話通訳	0.06	随意契約	-
8	(社)福岡県聴覚障害者協会 (少額随契)	人権シンポジウム(福島)手話通訳	0.06	随意契約	-
9	(株)大和速記情報センター (少額随契)	人権シンポジウム(福岡)反訳料	0.06	随意契約	-
10	(株)キャセイコムテック (少額随契)	人権シンポジウム(福岡・福島)パソコン借料	0.06(0.03)	随意契約	-

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

K.

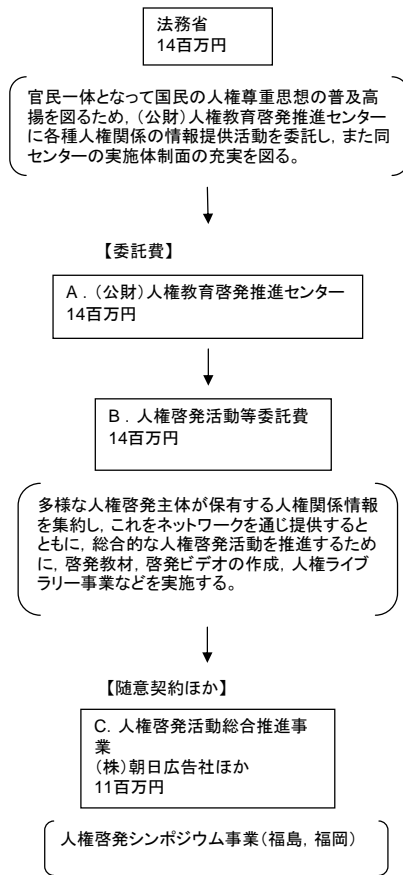
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	芝大門ビル (随意契約)	事務室等賃借料	25	随意契約	-

平成25年行政事業レビューシート (法務省)							
事業名	人権関係情報提供活動等の委託等【復興】		担当部局庁	人権擁護局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成9年度(昭和62年度) 終了年度：平成24年度		担当課室	人権啓発課	人権啓発課長 野崎昌利		
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護			
根拠法令(具体的な条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条		関係する計画、通知等	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「全ての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的としている。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター(以下、「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業、及び多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約し、センターのホームページを通じて広く国民に提供する人権ライブラリー事業等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。 本事業は平成24年度限りで廃止した復興特会事業であり、平成25年度以降一般会計で実施している事業である(一般会計事業名 人権関係情報提供活動等の委託等 事業番号 0067)。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位：百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	-	0	14	-	-
		繰越し等	-	2	0	-	-
		計	-	0	0	-	-
	執行額	-	2	14	-	-	
	執行率(%)	-	100.0%	100.0%	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	【定量的な成果目標が示せない理由】 本事業は、人権尊重の理念に対する国民一人一人の理解を深めることを目的としているが、理解が深まったか否かは、国民に関わるものであり、具体的に測ることができないことから、定量的な成果目標を示すことはできない。		成果実績				
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(人権シンポジウムの実施事業) 平成24年度においては、東日本大震災復興事業として福岡県福岡市及び福島県福島市において「震災と人権」をテーマとした人権シンポジウムを実施したため、その参加人数を活動指標とした。		活動実績(当初見込み)	参加者数	—	—	552
単位当たりコスト	25,362円/研修の参加者一人当たりの単価		算出根拠	単位当たりコスト=人権シンポジウム実施事業執行額14百万円(平成24年度)/研修参加人数552人(平成24年度)			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	人権啓発活動等委託費	-	-				
	計	-	-				

事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国費 必要性 投入	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	人権尊重思想の普及高揚のためには、ニーズがあり、優先度は高いと考える。また、人権尊重思想の普及高揚は、国の責務であり、その認識の下で、国が民間団体に委託している事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	シンポジウム事業については実施できる会場が特定されるなど、その実施に当たって競争入札に付することは難しいが、新聞広告等の広報を充実させることにより参加人数の確保を図るなど、単位当たりコスト水準の低減に努めた。今後、より効果的な広報を検討するなどして、更に単位当たりコストの削減に努める必要がある。事業を実施する上で必要な経費のみを認めており、真に必要なものに限定されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			△		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			△		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-			
事業の有 効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	本シンポジウム事業においては、イベントの実施に止まらず、その撮影動画をYouTubeの「人権チャンネル」に掲載したり、その採録記事を新聞に掲載するなど、様々なメディアを用いて内容の周知に努めており、効果的に実施できたものと考え、広く国民一般に周知できているとまではいえないため、今後、より多くの人に周知できるよう工夫をする必要がある。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			△		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			○	そもそも人権尊重思想の普及高揚は、法務省人権擁護局の所管であるところ、他府省においても、その所管の事業の中で人権啓発活動を実施している場合には、適正な役割分担を行っている。 また、地方公共団体においても人権啓発活動を実施しているが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、地方公共団体は、国と連携を図りつつその地域の実情を踏まえた人権啓発を実施する責務を有しており(第5条)、適正な役割分担となっていると考えている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	シンポジウム事業については実施できる会場が特定されるなど、その実施に当たって競争入札に付することは難しいが、新聞広告等の広報を充実させることにより参加人数の確保を図るなど、単位当たりコスト水準の低減に努めた。 また、シンポジウム本体の実施に止まらず、新聞広告、撮影動画のYouTube「人権チャンネル」への掲載等の事前・事後広報を実施するなど、様々な手法を組み合わせることでシンポジウムの内容の周知に努めており、効果的に実施できたものと考え、広く国民一般に周知できているとまではいえないため、今後、より多くの人に周知できるよう工夫をする必要がある。 その他、事業の実施に当たっては、実施後にアンケート調査等による効果検証を行うとともに、センターの第三者評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外である。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-						
備考						
平成22年行政事業レビュー公開プロセス実施 【レビューシート番号】0059 【事業名】人権関係情報提供活動等の充実強化 【評価結果】抜本的改善 【主なコメント】 ・センターの契約についてなぜ随意契約がすべてなのか。 ・事業の第三者評価ができる仕組みを組織内に構築すること。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0059	平成23年	0055	平成24年	0061-1,0061-2	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補
足する)
(単位: 百万円)



(注) 端数処理等の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理等の関係から一部整合しない場合がある。

A.(公財)人権教育啓発推進センター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	人権啓発シンポジウム事業	14			
計		14	計		0
B.人権啓発活動等委託費			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	人権啓発シンポジウム事業	14			
計		14	計		0
C.(株)朝日広告社			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	人権シンポジウム(福島)新聞広告企画・編集・掲載費	10			
計		10	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	(株)朝日広告社 (一般競争入札)	人権シンポジウム(福島)新聞広告企画・編集・掲載費	10	6	91.7%
2	(財)福岡県教職員互助会 (少額随契)	人権シンポジウム(福岡)会場等借料	0.5	随意契約	-
3	(株)万永 (少額随契)	人権シンポジウム(福岡・福島)動画撮影編集費	0.3	随意契約	-
4	(財)福島市振興公社 (少額随契)	人権シンポジウム(福島)会場等借料	0.2	随意契約	-
5	ヤマト運輸(株) (少額随契)	人権シンポジウム(福岡・福島)会場用資料送付料	0.09(0.05)	随意契約	-
6	(有)ハタヤ美芸社 (少額随契)	人権シンポジウム(福島)看板等製作	0.09	随意契約	-
7	福岡県手話の会連合会 (少額随契)	人権シンポジウム(福岡)手話通訳	0.06	随意契約	-
8	(社)福島県聴覚障害者協会 (少額随契)	人権シンポジウム(福島)手話通訳	0.06	随意契約	-
9	(株)大和速記情報センター (少額随契)	人権シンポジウム(福岡)反訳料	0.06	随意契約	-
10	(株)キャセイコムテック (少額随契)	人権シンポジウム(福岡・福島)パソコン借料	0.06(0.03)	随意契約	-

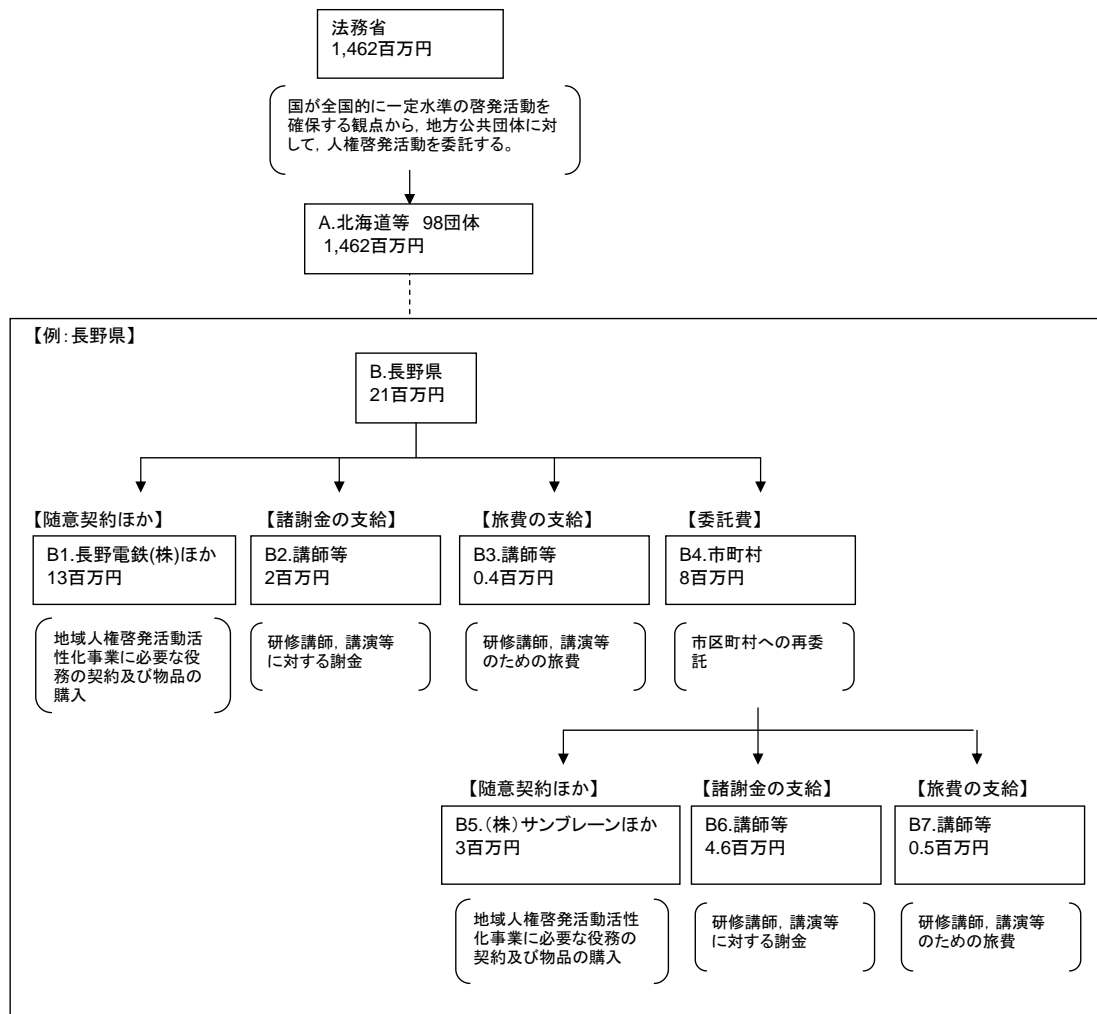
※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	地域人権問題に対する人権擁護活動の委託	担当部局庁	人権擁護局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成9年度(昭和48年度) 終了年度:未定	担当課室	人権啓発課	人権啓発課長 野崎昌利				
会計区分	一般会計	政策・施策名	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条、第9条 法務省設置法第4条第27号	関係する計画、通知等	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定。平成23年4月一部変更)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「全ての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。 なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を実施している。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	当初予算	1,712	1,545	1,462	1,328	1,317		
	補正予算	0	0	0				
	繰越し等	0	0	0	0			
	計	1,712	1,545	1,462	1,328	1,317		
	執行額	1,712	1,542	1,462				
執行率(%)	100.0%	99.8%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	【定量的な成果目標が示せない理由】 本事業は、人権尊重の理念に対する国民一人一人の理解を深めることを目的としているが、理解が深まったか否かは、国民に関わるものであり、具体的に測ることができないことから、定量的な成果目標を示すことはできない。	成果実績						
		達成度	%					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	毎年度、主に小学生を対象として、児童が協力して花を育てることによって、生命の尊さを実感し、豊かな心を育むことを目的とした人権の花運動を、小学校等で実施しており、人権の花運動を実施した小学校等団体数が活動実績となることから、活動指標とする。	活動実績 (当初見込み)	団体数	3,574 (—)	3,661 (—)	3,844 (—)	— (—)	
		算出根拠	単位当たりコスト=人権の花運動執行額104,719,509円(平成24年度)/小学校等団体数3,844団体(平成24年度)					
単位当たりコスト	27,242(円/団体数)							
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人権啓発活動等委託費	1,328	1,317	ラッピングバス事業の廃止、新聞広報の単価や地域総合情報誌の掲載回数について実施内容を見直し、経費を削減した。				
				いじめ問題対策の強化に係る経費を増額要求した。				
	計	1,328	1,317	「新しい日本のための優先課題推進枠」130				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権啓発に関する施策を策定・実施することは国の責務とされており(第4条)、地方公共団体においても人権啓発活動を実施しているが、地方公共団体は、国と連携を図りつつその地域の実情を踏まえた人権啓発を実施する責務を有するとされていることから(第5条)、国が地方自治体にその一部を委託して実施している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		△	なお、地域主権改革における自己仕分けにおいて、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するものとして整理しているが、仮に移譲するとしても、各地方自治体において一定水準の人権啓発活動を確保する必要があり、何らの人権啓発活動もされないという事態を避けなければならないことから、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要があるとしている。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	事業の実施に当たっては、地方公共団体の会計基準に従って適切に調達を行うよう指導し、コスト削減に努めている。 都道府県が事業を行う際の支出は、当該都道府県の会計基準に従い、当該都道府県の市町村への再委託は計画どおりに支出されている。 委託費は事業を実施する上で直接必要な経費のみに限定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	事業の実施に当たっては、地方公共団体の会計基準に従って適切に調達を行うよう指導し、コスト削減に努めている。 また、成果物については、各事業の目的や対象者を考慮した上で、適切に活用している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			そもそも人権尊重思想の普及高揚は、法務省人権擁護局の所管であるところ、他府省においても、その所管の事業の中で人権啓発活動を実施している場合には、適正な役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		各種相談事業等				
点検結果	<p>地方委託費の支出については、精算書等の書類上の審査だけでなく、法務局・地方法務局が実地調査を行い、地方公共団体の支出先や事業の執行状況等について確認しており、適正な事務処理を確保するための体制を整えている。</p> <p>平成25年度は、地方公共団体から提出された平成24年度地方委託事業に対する効果検証報告を踏まえ、実施計画策定に当たっての指針等に盛り込み、地方公共団体における平成26年度の啓発活動の実施計画に反映させる。</p> <p>また、今後も効果検証を継続して実施することにより、地方公共団体における啓発活動が、効果的・効率的なものとなるよう努めていくものとする。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外である。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	事業の委託内容等について精査・分析し、その結果を予算に反映すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	所見のとおり、効果検証結果及び執行実績を踏まえた見直しを行い、ラッピングバス事業を廃止するとともに、新聞広報の単価や地域総合情報誌の掲載回数について実施内容を見直し、経費を削減した。 (▲142百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0061	平成23年	0057	平成24年	0062

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。
また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。
特に、B1以下は自治体支出分を含んでいるため、その合計額とB(委託額)とは整合しない。

B.長野県			B4.市町村		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B1.長野電鉄(株)			B5.(株)サンブレン		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	ラッピングバス広告	1			
計		1	計		0
B2.講師等			B6.講師等		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B3.講師等			B7.講師等		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	人権啓発活動の地方委託	77	—	—
2	兵庫県	人権啓発活動の地方委託	56	—	—
3	京都府	人権啓発活動の地方委託	44	—	—
4	大阪府	人権啓発活動の地方委託	43	—	—
5	埼玉県	人権啓発活動の地方委託	42	—	—
6	愛知県	人権啓発活動の地方委託	42	—	—
7	福岡県	人権啓発活動の地方委託	40	—	—
8	北海道	人権啓発活動の地方委託	39	—	—
9	千葉県	人権啓発活動の地方委託	35	—	—
10	熊本県	人権啓発活動の地方委託	33	—	—

B1.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長野電鉄(株) (随意契約)	ラッピングバス広告	1	随意契約	—
1	長野エフエム放送(株) (随意契約)	人権啓発番組製作及び放送業務	1	随意契約	—
3	アルピコ交通(株) (随意契約)	ラッピングバス広告	1	随意契約	—
4	長野朝日放送(株) (随意契約)	テレビスポットCM	1	随意契約	—
4	(株)長野県民球団 (随意契約)	スポーツ組織連携	1	随意契約	—
6	信濃毎日新聞(株) (随意契約)	新聞広告	1	随意契約	—
7	日本平版印刷(株) (公募型見積合わせ)	ハンセン病問題パンフレット印刷業務	0.9(0.5)	公募型見積合わせ	—
8	(株)ジェイアール東日本企画ほか (少額随契)	電車内ポスターを広告媒体とした人権啓発業務	0.8(0.3)	随意契約	—
9	長野包装(株) (公募型見積合わせ)	啓発物品作製業務	0.7	公募型見積合わせ	—
10	(株)オノウエ印刷 (公募型見積合わせ)	広報印刷物デザイン制作業務	0.7(0.3)	公募型見積合わせ	—

※ 括弧書きについては、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

B5.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)サンブレーン (少額随契)	啓発物品購入	0.3(0.1)	随意契約	—
2	JAファーム (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.2(0.1)	随意契約	—
3	さかい (少額随契)	啓発物品購入	0.2(0.05)	随意契約	—
3	三協エージェンシー (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.1)	随意契約	—
5	嶋屋種苗(株) (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.02)	随意契約	—
6	(株)日本タネセンター (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.06)	随意契約	—
7	陽だまりの家 (少額随契)	啓発物品購入	0.1	随意契約	—
8	近藤種苗店 (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.05)	随意契約	—
9	(株)長野三光 (少額随契)	人権啓発イベント音響・照明業務	0.09	随意契約	—
10	財団法人 小布施町振興公社 (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.09	随意契約	—

※ 支出額は、再委託先の18市町村の総額である。

※ 括弧書きについては、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。